

都道府県労働局の業務内容

都道府県労働局は、働く人のための、仕事の確保、労働環境の整備、職業能力の向上、雇用機会の均等確保など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一体的に運営しながら、地域に密着した労働行政を担うことを目的とした厚生労働省の地方機関です。

そして、国民のニーズにあった適切な行政サービスを行うため、その性格・目的に合わせて以下の3行政で構成しています。

ようこそ山形労働局へ

監 督 課		総 務 課
健康安全課		労働保険徴収室
賃 金 室		雇用環境・均等室
職業安定課		労災補償課
需給調整事業室		
職業対策課 訓 練 室		

労働基準行政（主に労働基準監督署）

労働者の労働条件の確保・向上・労働災害の防止と健康の確保対策、労働災害に被災した労働者に対する労災保険の給付などに関する業務、労働保険の適用徴収業務。

職業安定行政（主にハローワーク）

求職者の相談・職業紹介のほか、失業者への雇用保険の給付、障害者・高齢者等への就職支援、企業への雇用管理の改善及び支援などに関する業務。

雇用均等行政（主に労働局内に設置の雇用環境・均等室）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休暇制度の定着促進、仕事と家庭の両立支援などに関する業務。

採用はブロックごと

都道府県労働局は、全国を10ブロックに区分して各ブロックごとに職員を採用しており、東北ブロックは青森・岩手・秋田・宮城・山形・福島のいずれかの労働局、労働基準監督署、ハローワークに配属されます。

転勤について

広域的な業務経験の蓄積や広範囲な業務分野を経験することによって、労働行政を総合的にとらえることのできる職員を育成するために、採用後約6年間は労働行政全般を幅広く経験させる期間として、東北ブロック内の労働局等への転勤を実施しています。

原則として、採用後、まず定着を希望する都道府県の労働局等（以下「定着局」といいます）に配属されます（2年間）。その後、東北ブロック内で別の労働局等に転勤（2年間）、さらに別の労働局等に転勤（2年間）を行い、約7年目から幹部（次長等）に昇任するまでは、定着局において勤務することとなります。（ただし、局内転勤があります。）

幹部に昇任する際には、原則として2年程度他の労働局において勤務した後、定着局に戻る転勤を実施します。

これらの経験を通じて、労働行政のスペシャリストとしてハローワークの窓口などでご活躍いただくことを期待しています。

Q & A

初任給はどのくらい？

平成29年4月1日付け一般職試験（大卒程度）採用の場合、基本給178,200円その他、支給要件に応じて通勤手当（最高限度月額55,000円）、住居手当（最高限度額27,000円）、扶養手当（配偶者10,000円、子1人当たり8,000円）等各種の手当が支給されます。

また、賞与（ボーナス）は年2回支給されます。

勤務時間・休日は？

勤務時間は1日7時間45分、原則として午前8時30分から午後5時15分まで、休憩は正午から午後1時までです。

土曜日・日曜日と祝日が休みの完全週休二日制です。

採用後の研修は？

採用後、東北ブロックの新規採用者を対象に公務員としての心構えをはじめ、業務全般について学習する新規採用職員研修が行われます。

また、採用1年目（基礎研修）及び5年目（上級研修）に埼玉県朝霞市の労働大学校（全室個室、冷暖房完備）にてそれぞれ約1週間ずつ研修が行われます。

仕事のやりがいは？

労働基準行政・職業安定行政・雇用均等行政ともにデスクワークだけではなく、窓口や電話でお客様と接する機会が数多くあります。悩みを抱えた方、相談に来られた方など様々なお客様がいらっしゃいます。お客様との距離が近い分、仕事の成果が身近に感じられ自分自身の成長を実感することのできる、とてもやりがいのある仕事です。

労働局は、公務員の「堅い職場と職員」というイメージとは異なり、雰囲気の良い、働きやすい職場です。

このような職場で皆さんも一緒に働いてみませんか。

お問い合わせ先

山形労働局 総務部総務課 人事係

〒990-8567

山形県山形市香澄町三丁目2番1号山交ビル3階

TEL 023-624-8221

ホームページ <http://yamagata-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>